

議員提出第2号 久喜市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例に
対する修正案の提出について

上記の修正案を次のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和2年6月8日

発議者 久喜市議会議員

貴志信智

丹野郁夫

川辺美信

石田利春

久喜市議会議長 様

久喜市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の修正案

議員提出第2号 久喜市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の一部を次のとおり修正する。

本則中「令和2年7月31日まで」を「令和2年9月30日まで」に、「100分の50」を「100分の10」に改める。

修正理由

議員間の議論に基づき、この修正案を提出するものです。